



山都町役場

YAMATO-CHO YAKUBA

資料3

山都町地域公共交通会議資料

-----議事事項-----

(1) デマンド型乗合タクシーの本格運行に伴う許可申請について

令和7年11月21日

デマンド型乗合タクシーの概要

乗合タクシー

のりあい

乗合タクシー



運行概要

令和7年4月時点

乗合タクシーとは、山都町を旧町村ごとに3つの区域に分け、旧町村の区域内であれば、どこでも乗り降りができるサービスです。

運行エリア



どなたでもご利用いただけます。

利用できる区域	
矢部地域 ↔	矢部地域
清和地域 ↔	矢部地域 (浜町エリア) 清和地域 蘇陽地域 (馬見原エリア)
蘇陽地域 ↔	蘇陽地域

- 自宅から目的地まで(ドアtoドア)のサービスです。
- 「乗合」とは、目的地が近い人たちが乗り合わせる仕組みのことです。
- 高森町の一部を、蘇陽地域の区域に含めます。
- 清和地域からは、矢部地域の浜町エリア、蘇陽地域の馬見原エリアにも行くことができます。

運賃

1人1回 **500円** <定額制>

障がい者：半額 (介助者は、1名まで半額)
未就学児：無料

支払い方法は
現金 or
タクシーチケット



時刻表 運行日 **月曜日～金曜日** 平日のみの運行です。12/29～1/3は連休です。

行き	各集落発	地域中心着	予約受付
行き1便	9:00～9:55	10:00頃	1週間前～前日16時
行き2便	13:30～14:25	14:30頃	1週間前～当日1時間前

帰り	地域中心発	各集落着	予約受付
帰り1便	12:30	12:35～13:30頃	1週間前～当日1時間前
帰り2便	16:00	16:05～17:00頃	1週間前～当日1時間前

乗合タクシー

乗合タクシーの使い方

乗合タクシーは、利用したい方が乗り合いながら、それぞれの目的地まで移動していただける乗り物です。運行ルートは決まっていません。AIが、予約をもとに、運行するルートを毎回設定しています。

1 乗合タクシーコールセンターに電話で予約
※パソコンやスマートフォンからも予約できます

Aさん

自宅から目的地まで(ドアtoドア)の便利なサービスです。

2 予約した日時に乗合タクシーが来ます

Bさん

3 他にも予約された方がいる場合は、相乗りになります

Cさん

4 順番に、それぞれの目的地に到着します

Bさんの目的地

Aさんの目的地

Cさんの目的地

【注意】
その日に乗り合う人数やそれぞれの行先によって、目的地までの所要時間が異なる可能性があります。予約が入らなかった便は運行されませんので、ご注意ください。

乗合タクシー コールセンター

050-3097-2378

電話で予約される場合は、コールセンターの開設時間内にお電話ください。

コールセンター開設時間

平日 9:00～16:00

インターネット予約受付サイト

<https://weborder2.dennokotsu.jp/form/yamato>

パソコンやスマートフォンでも予約できます。



乗合タクシーに関するお問い合わせ先

山都町役場 企画政策課 0967-72-1214

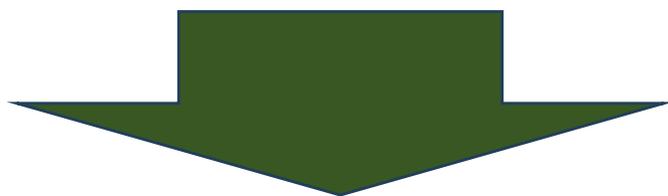
3

4

1

令和7年度デマンド型乗合タクシー実証運行の申請について

- ・利用者も増加傾向にあり、徐々に町民にも浸透してきたことが伺える。
- ・町民(特に交通弱者)にとっても必要不可欠な交通モードとなってきている。



令和7年度も引き続き、道路運送法第21条に基づく実証運行を実施する。
令和7年度中に本格運行(道路運送法第4条に基づく乗合運行)の準備を行い、令和8年度からの本格運行を目指す。

一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請について

デマンド型乗合タクシーの運行概要

項目	内容
運行主体	山都町
運行事業者	町内タクシー事業者4社 (第一、まるは、清和、南阿蘇観光)
運行エリア	矢部・清和・蘇陽の旧町村域を区域として、原則区域内の運行 清和発着の場合のみ浜町エリア・馬見原エリアで乗降可能 (高森町は蘇陽区域に含む)
乗降可能箇所	エリア内自由乗降 (高森町内は指定乗降場所(高森駅、観光交流センター、フレイン)のみ)
運行システム	(株)電脳交通のデマンド交通システム
予約受付	電脳交通のコールセンターにて実施 (徳島県徳島市)

一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請について

デマンド型乗合タクシーの運行概要

項目	内容
運行車両	各事業者のタクシー車両を活用
運行日	平日のみ (土日祝日、年末年始(12/29～1/3)運休)
運行時間・便数	9:00～17:00までの間で4便(2往復)運行
予約方法	電話及びWEB
予約受付時間	コールセンター 9:00～16:00 WEB 24時間
予約締切	各便の1時間前 (9:00便は前運行日の16:00締切)
利用対象者	町民・来訪者(利用制限なし)
運賃	一人1回 500円 小学生・障害者手帳等保持者・障害者手帳等保持者の介助者(1人まで)半額 未就学児無料
支払い方法	現金・免許返納時のタクシーチケット

一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請について

時刻表

行き

	各集落発	地区中心着
行き1便	9:00-9:55	10:00頃
行き2便	13:30-14:25	14:30頃

帰り

	地区中心発	各集落着
帰り1便	12:30	12:35-13:30頃
帰り2便	16:00	16:05-17:00頃

車両台数及び予約上限人数

区域	台数	予約上限人数
矢部区域	全便6台体制 (第一3台 まるは3台)	18名
清和区域	全便2台体制	8名
蘇陽区域	9:00便のみ3台体制 その他の便は2台体制	8名

令和7年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所 熊本県上益城郡山都町浜町 252-2
氏名又は名称 第一タクシー 株式会社
代表者名 代表取締役 渡辺 大祐

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

今般、標記の一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を下記のとおり変更したいので認可願いたく、道路運送法第15条及び同法施行規則第14条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び位置

住 所 熊本県上益城郡山都町浜町 252-2
氏名又は名称 第一タクシー 株式会社
代表者名 代表取締役 渡辺 大祐

2. 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行、路線不定期運行）

3. 変更しようとする事項

<区域運行>

◆営業所の新設

◆営業区域の新設に伴うすべての事項

※美里町地域公共交通会議の協議事項については変更ないため省略します

4. 理由

山都町地域公共交通会議において協議が調ったため

5. 運行開始予定日

令和8年4月1日より

令和7年11月 日

九州運輸局長 殿

〒861-3513

住 所 熊本県上益城郡山都町下市 34-3

氏名又は名称 有限会社 まるはタクシー

代 表 者 名 代表取締役 浜田 征紀

連絡先TEL 0967-72-0325

一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請書

今般、一般乗合旅客自動車運送事業を経営したいので、道路運送法第5条第1項の規定により、ここに関係書類を添えて許可の申請をします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 熊本県上益城郡山都町下市 34-3

氏名又は名称 有限会社 まるはタクシー

代 表 者 名 代表取締役 浜田 征紀

2. 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 事業計画

別紙の通り

4. 運行開始予定日

令和8年4月1日

事業計画

1. 運行の態様
区域運行

2. 営業区域

熊本県山都町内の全域及び高森町の一部

地区名	区域
矢部地域	麻山、芦屋田、荒谷、市原、犬飼、入佐、小笹、男成、金内、上川井野、川野、北中島、葛原、黒川、下馬尾、御所、猿渡、三ヶ、島木、下市、下川井野、下名連石、上寺、城原、城平、白小野、白藤、新小、杉木、菅、勢井、千滝、田小野、田所、田吉、津留、長田、長原、成君、野尻、畑、浜町、原、藤木、牧野、万坂、南田、目丸、山田、柚木
清和地域	大平、鶴ヶ田、川口、井無田、郷野原、安方、仏原、高月、米生、須原、小峰、貫原、小中竹、木原谷、緑川、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋
蘇陽地域	長崎、馬見原、滝上、神の前、白石、大野、方ヶ野、柳井原、塩原、菅尾、塩出迫、米迫、今、八木、花上、柏、二瀬本、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾、二津留
浜町地区 (矢部地域内)	浜町、下市、千滝、長原、城平、城原、下馬尾、上寺、南田
馬見原地区 (蘇陽地域内)	馬見原、滝上、菅尾
高森地区 (蘇陽地域内)	阿蘇郡高森町高森

3. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

主たる事務所	位置
事務所	熊本県上益城郡山都町下市34-3

営業所名	位置
本社 営業所	熊本県上益城郡山都町下市34-3

4. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにそのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数

営業所名	事業用自動車の数
本社 営業所	6 (6) 両

() 内は乗車定員11人未満の車両数(内数)

他事業(貸切・乗用)との併用(有)・無

※併用が認められるのは公共交通会議により協議された場合のみ

5. 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	位 置	収容能力	所有借入の別
本社 営業所	熊本県上益城郡山都町下市34-3	264.58 m ²	所有・借入

6. 運送の区間

- ① 矢部地域⇄矢部地域
- ② 清和地域⇄清和地域
- ③ 蘇陽地域⇄蘇陽地域 (高森町内に設定する乗降地点を含む、高森町内のみ利用不可)
- ④ 清和地域⇄浜町地区
- ⑤ 清和地域⇄馬見原地区

7. 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

各地区→地区中心方面

	発車時刻	到着時刻	予約締切
1 便	9:00	10:00	前日 16:00 (前日が運休日にあたる場合は その前の運行日の 16:00)
3 便	13:30	14:30	発車時間の 1 時間前

地区中心→各地区方面

	発車時刻	到着時刻	予約締切
2 便	12:30	13:30	発車時間の 1 時間前
4 便	16:00	17:00	発車時間の 1 時間前

運行日：平日（土曜・日曜・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は運休とする）

令和7年11月 日

九州運輸局長 殿

〒 861-3811

住 所 熊本県上益城郡山都町太平 72-1

氏名又は名称 有限会社 清和タクシー

代 表 者 名 代表取締役 古閑 勝士

連絡先TEL 0967-82-3111

一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請書

今般、一般乗合旅客自動車運送事業を経営したいので、道路運送法第5条第1項の規定により、ここに関係書類を添えて許可の申請をします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 熊本県上益城郡山都町太平 72-1

氏名又は名称 有限会社 清和タクシー

代 表 者 名 代表取締役 古閑 勝士

2. 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 事業計画

別紙の通り

4. 運行開始予定日

令和8年4月1日

事業計画

1. 運行の態様
区域運行

2. 営業区域

熊本県山都町内の全域及び高森町の一部

地区名	区域
矢部地域	麻山、芦屋田、荒谷、市原、犬飼、入佐、小笹、男成、金内、上川井野、川野、北中島、葛原、黒川、下馬尾、御所、猿渡、三ヶ、島木、下市、下川井野、下名連石、上寺、城原、城平、白小野、白藤、新小、杉木、菅、勢井、千滝、田小野、田所、田吉、津留、長田、長原、成君、野尻、畑、浜町、原、藤木、牧野、万坂、南田、目丸、山田、柚木
清和地域	大平、鶴ヶ田、川口、井無田、郷野原、安方、仏原、高月、米生、須原、小峰、貫原、小中竹、木原谷、緑川、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋
蘇陽地域	長崎、馬見原、滝上、神の前、白石、大野、方ヶ野、柳井原、塩原、菅尾、塩出迫、米迫、今、八木、花上、柏、二瀬本、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾、二津留
浜町地区 (矢部地域内)	浜町、下市、千滝、長原、城平、城原、下馬尾、上寺、南田
馬見原地区 (蘇陽地域内)	馬見原、滝上、菅尾
高森地区 (蘇陽地域内)	阿蘇郡高森町高森

3. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

主たる事務所	位置
事務所	熊本県上益城郡山都町大平 72-1

営業所名	位置
本社営業所	熊本県上益城郡山都町大平 72-1

4. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにそのうち乗車定員 1 人未満の事業用自動車の数

営業所名	事業用自動車の数
本社営業所	2 (2) 両

() 内は乗車定員 1 人未満の車両数 (内数)

他事業 (貸切 ・ 乗用) との併用 (有) ・ 無

※併用が認められるのは公共交通会議により協議された場合のみ

5. 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	位 置	収容能力	所有借入の別
本社営業所	熊本県上益城郡山都町大平 72-1	83.91 m ²	所有・借入

6. 運送の区間

- ① 矢部地域⇔矢部地域
- ② 清和地域⇔清和地域
- ③ 蘇陽地域⇔蘇陽地域 (高森町内に設定する乗降地点を含む、高森町内のみの利用不可)
- ④ 清和地域⇔浜町地区
- ⑤ 清和地域⇔馬見原地区

7. 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

各地区→地区中心方面

	発車時刻	到着時刻	予約締切
1 便	9:00	10:00	前日 16:00 (前日が運休日にあたる場合は その前の運行日の 16:00)
3 便	13:30	14:30	発車時間の 1 時間前

地区中心→各地区方面

	発車時刻	到着時刻	予約締切
2 便	12:30	13:30	発車時間の 1 時間前
4 便	16:00	17:00	発車時間の 1 時間前

運行日：平日（土曜・日曜・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は運休とする）

令和7年11月 日

九州運輸局長 殿

〒 861-3913

住 所 熊本県上益城郡山都町今 351-4

氏名又は名称 南阿蘇観光タクシー 有限会社

代 表 者 名 代表取締役 深瀬 妙子

連絡先TEL 0967-83-1880

一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請書

今般、一般乗合旅客自動車運送事業を経営したいので、道路運送法第5条第1項の規定により、ここに関係書類を添えて許可の申請をします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 熊本県上益城郡山都町今 351-4

氏名又は名称 南阿蘇観光タクシー 有限会社

代 表 者 名 代表取締役 深瀬 妙子

2. 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 事業計画

別紙の通り

4. 運行開始予定日

令和8年4月1日

事業計画

1. 運行の態様
区域運行

2. 営業区域

熊本県山都町内の全域及び高森町の一部

地区名	区域
矢部地域	麻山、芦屋田、荒谷、市原、犬飼、入佐、小笹、男成、金内、上川井野、川野、北中島、葛原、黒川、下馬尾、御所、猿渡、三ヶ、島木、下市、下川井野、下名連石、上寺、城原、城平、白小野、白藤、新小、杉木、菅、勢井、千滝、田小野、田所、田吉、津留、長田、長原、成君、野尻、畑、浜町、原、藤木、牧野、万坂、南田、目丸、山田、柚木
清和地域	大平、鶴ヶ田、川口、井無田、郷野原、安方、仏原、高月、米生、須原、小峰、貫原、小中竹、木原谷、緑川、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋
蘇陽地域	長崎、馬見原、滝上、神の前、白石、大野、方ヶ野、柳井原、塩原、菅尾、塩出迫、米迫、今、八木、花上、柏、二瀬本、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾、二津留
浜町地区 (矢部地域内)	浜町、下市、千滝、長原、城平、城原、下馬尾、上寺、南田
馬見原地区 (蘇陽地域内)	馬見原、滝上、菅尾
高森地区 (蘇陽地域内)	阿蘇郡高森町高森

3. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

主たる事務所	位置
本社 事務所	熊本県上益城郡山都町今 351-4

営業所名	位置
本社 事務所	熊本県上益城郡山都町今 351-4

4. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにそのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数

営業所名	事業用自動車の数
本社 営業所	4 (4) 両

() 内は乗車定員11人未満の車両数(内数)

他事業(貸切・乗用)との併用(有)・無

※併用が認められるのは公共交通会議により協議された場合のみ

5. 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	位 置	収容能力	所有借入の別
本社 営業所	熊本県上益城郡山都町今 351-4	192 m ²	所有・借入

6. 運送の区間

- ① 矢部地域⇔矢部地域
- ② 清和地域⇔清和地域
- ③ 蘇陽地域⇔蘇陽地域 (高森町内に設定する乗降地点を含む、高森町内のみの利用不可)
- ④ 清和地域⇔浜町地区
- ⑤ 清和地域⇔馬見原地区

7. 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

各地区→地区中心方面

	発車時刻	到着時刻	予約締切
1 便	9:00	10:00	前日 16:00 (前日が運休日にあたる場合は その前の運行日の 16:00)
3 便	13:30	14:30	発車時間の 1 時間前

地区中心→各地区方面

	発車時刻	到着時刻	予約締切
2 便	12:30	13:30	発車時間の 1 時間前
4 便	16:00	17:00	発車時間の 1 時間前

運行日：平日（土曜・日曜・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は運休とする）